

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

			資料番号	6	担当課	自然保護課
法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	18の10-2	不利益処分の種類	認定の取消	
<p>(欠格事由)</p> <p>第十八条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、第十八条の二の認定を受けることができない。</p> <p>一 第十八条の十第二項の規定により第十八条の二の認定を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者</p> <p>二 その役員のうち第四十条第五号又は第六号のいずれかに該当する者がある者</p> <p><u>(認定の失効等)</u></p> <p>第十八条の十 第十八条の二の認定は、認定鳥獣捕獲等事業者が第十八条の八第二項の有効期間の更新を受けなかったとき (同条第四項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき) は、その効力を失う。</p> <p><u>2 都道府県知事は、認定鳥獣捕獲等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十八条の二の認定の全部又は一部を取り消すことができる。</u></p> <p><u>一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反したとき。</u></p> <p><u>二 不正の手段により第十八条の二の認定、第十八条の七第一項の変更の認定又は第十八条の八第二項の有効期間の更新を受けたとき。</u></p> <p><u>三 第十八条の四第二号に該当することとなったとき。</u></p> <p>3 都道府県知事は、第一項の規定により第十八条の二の認定がその効力を失い、又は前項の規定により同条の認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を、その者に通知するとともに、公示しなければならない。</p> <p>(狩猟免許の欠格事由)</p> <p>第四十条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、狩猟免許 (第六号の場合にあっては、取消しに係る種類のものに限る。) を与えない。</p> <p>一 網猟免許及びわな猟免許にあっては十八歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては二十歳に、それぞれ満たない者</p> <p>二 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者</p> <p>三 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者</p> <p>四 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者 (前三号に該当する者を除く。)</p> <p>五 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者</p> <p>六 第五十二条第二項第一号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者</p>						